

第1節 農業振興の方向

1 目指すべき東京農業の姿

東京は1,300万人を超える人口を抱え、巨大な市場を擁していることから、多様なニーズを迅速かつ的確に把握することができます。また、あらゆる業種・業態の企業や大学・研究機関などが立地し、多様なポテンシャルを有していることが東京の大きな強みです。

この大都市東京で営まれる東京農業を取り巻く社会情勢や都市環境は、大きく変化してきており、今まさに、東京農業が将来に向けて力強く新たな一步を踏み出す絶好の機会を迎えています。

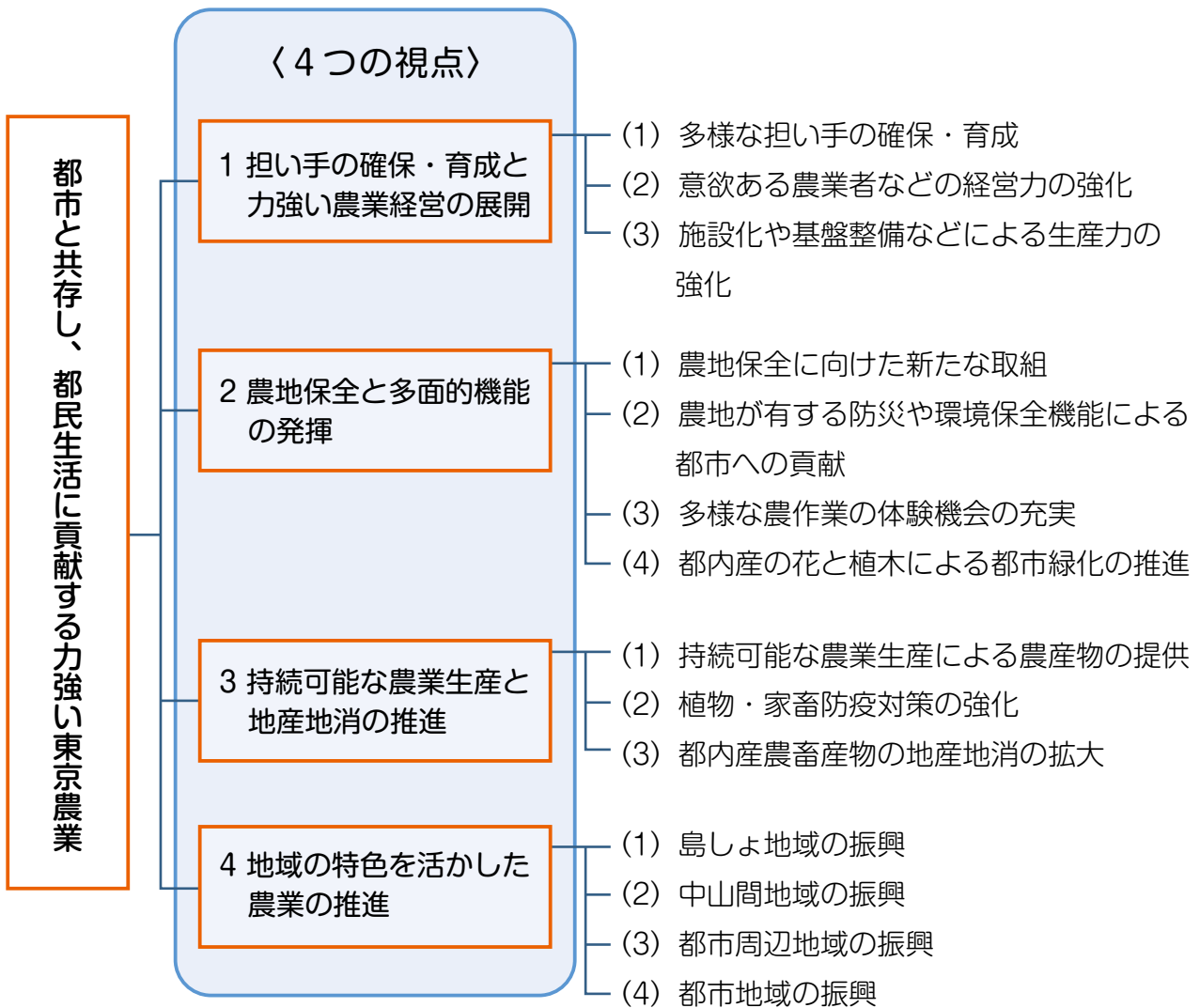
都は、東京農業を魅力ある産業として発展させるために、大都市東京の持つポテンシャルを活かしながら、「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業」を目指して、今後の施策を展開していきます。



2

農業振興の方向と体系

東京農業が抱える課題に対応していくため、4つの視点を中心に、新たな農業振興施策を展開していきます。



第2節 農業振興施策の展開

1

担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開

東京農業を次代に継承していくには、新たな担い手を含む農業後継者の確保・育成と収益性の向上が不可欠であり、都や区市町村、農業団体が一丸となり取り組む必要があります。

(1) 多様な担い手の確保・育成

家族経営を主とする東京農業では、農家の中で後継者が確保されてきましたが、高齢化の進展や担い手不足に対応するため、後継者はもとより、農家出身ではない新規参入者や女性、企業などを新たな担い手として育成していきます。

① 農業後継者や新たな担い手への支援

- 指導農業士^(注)による栽培技術から農業経営に至る総合的な研修を実施し、将来の東京農業を担う農業者を育成します。
- 就農に関する各種情報提供や相談、研修、栽培施設などの整備支援、運転資金などのあっせん、就農後の栽培技術指導などの総合的な支援体制の充実・強化を図っていきます。
- 新規参入者に対しては、農地のあっせんや地域への定着についても農業委員会と連携し支援していきます。



指導農業士による
出荷調整作業の研修

(注) 指導農業士：農業技術や経営管理能力に優れ、農業の担い手への指導活動を行う農業者。東京都では、平成28年12月に20区市町村43名の「東京都指導農業士」を認定した。

② 女性が活躍できる環境の整備

- 新規学卒や他産業から新たに農業を目指す女性を対象として、農業技術や農業機械の取扱いなどのきめ細かな研修を実施するなど、女性が働きやすい環境づくりを推進します。
- 女性が共同経営者として活躍できるよう、家族内での役割分担を明確にする家族経営協定の締結や、夫婦連名での認定農業者の申請を推進します。また、女性農業者のネットワーク作りや能力開発を積極的に支援していきます。

③ 多様な支え手の確保・育成

- 援農ボランティアや農作業受託を行う農業団体などを育成するため、技術講習会を行っていきます。

- 高齢な雇用労働者を受け入れる農家に対し、安全衛生対策などの支援を検討していきます。

(2) 意欲ある農業者などの経営力の強化

さまざまな産業や研究機関が集積する東京の強みを活かし、農業者の創意工夫とチャレンジ精神による生産性向上や高付加価値化の取組を支援するとともに、直売を主体とした少量多品目生産という特徴を踏まえた経営力の強化への取組を支援します。

また、乳製品の加工販売や鶏卵の直接販売など、大消費地に近接するメリットを活かした経営を展開している畜産農家に対しては、酪農教育ファーム^(注)などへの取組も含め、消費者ニーズに積極的に応える取組を支援していきます。

(注) 酪農教育ファーム：酪農体験を通して、食といのちの学びを支援することを目的とし、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる牧場や農場。

① 先進技術を取り入れた高収益型農業の確立

- 限られた農地で最大の収益を上げるため、ICT^(注)などの先進技術を活用した安定的で生産性の高い環境制御型栽培システムや、収穫物の高品質化を目指した果樹の根域制限栽培^(注)などの先進的な技術開発を進めるとともに、その技術を速やかに農業者へ普及していきます。

(注) ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。農業分野においてもICT導入による栽培環境の制御や生産工程管理などの取組が進んできている。

(注) 根域制限栽培：地面と隔離し盛土した培土に苗を植付け、樹の成長に合わせて設定した灌水を行う栽培方法。培土を盛土することで滞水による湿害の発生がなく、培土量、灌水量および施肥量などにより樹勢を制御するとともに、地面から隔離することで土壌病害による被害を防止する。

② 都内産農畜産物の高付加価値化の推進

- 消費者ニーズや地域の特性を踏まえた新品種の開発に取り組むとともに、新たな栽培技術に挑む農業者グループに対して、技術研修を行うなど、高品質ブランドの確立に向けた取組を推進していきます。
- 古くから伝わる江戸東京野菜^(注)の栽培技術をマニュアル化し、生産者へ普及するとともに、契約栽培などの手法を検討し、安定生産を図ります。
- これらの農産物について、独自のPRや販売方法の検討、加工品などの新商品の開発、地域団体商標^(注)や地理的表示保護制度^(注)を活用した地域ブランド化などによる差別化、高付加価値化の取組を図っていきます。



馬込三寸ニンジン（江戸東京野菜）

(注) 江戸東京野菜：種苗の大半が自給または近隣の種苗商により確保されていた江戸期から昭和中期（40年代前半）までのいわゆる在来種、または在来の栽培方法などに由来する野菜。

- (注) 地域団体商標：地域の名称及び商品の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体が地域団体商標として商標登録を受けることができる。
- (注) 地理的表示保護制度：品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている商品について、その名称を知的財産として保護するもの。国際的に広く認知されており、世界で100カ国を超える国で保護制度を行っている。

③ 創意工夫を凝らした農業経営の実現に向けた支援

- 将来の農業展開のビジョンを持ちながらも、実現するノウハウがない農業者が抱える課題の解決に向けた専門家の助言が受けられる支援体制を強化します。
- 東京の強みを活かした魅力ある農業経営の展開に向け、6次産業化による加工品の開発、マルシェへの出店、農家レストラン^(注)の開設など、創意工夫を凝らした取組を支援していきます。

(注) 農家レストラン：農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業。

④ 農業経営力強化に向けた取組

- 農業者の経営改善計画の作成やその実現に向けた取組について、技術・経営の診断・指導などにより総合的に支援し、経営感覚に優れた認定農業者^(注)を育成します。
- 認定農業者などを中心に、農業経営力の強化に向けたハード・ソフト両面の取組を支援するとともに、認定農業者以外の農家の経営についても底上げする施策を充実していきます。
- 企業的な経営や法人化の進展に伴い、家族以外の労働者を雇用する経営体が増加していることから、労務管理や農作業事故防止などに関する対策の普及啓発を進めていきます。

(注) 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画）が、①区市町村基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合するとして、区市町村から認定を受けた農業者。

⑤ 畜産農家の経営支援

- 酪農ヘルパーの充実などによる労働条件の改善や畜舎周辺環境対策、自給飼料の増産によるコストの低減、生産物の高付加価値化への支援に加え、近隣学校の体験学習の受入など、都民との交流による畜産業への理解促進の支援を強化していきます。

(3) 施設化や基盤整備などによる生産力の強化

少ない労働力や限られた農地を活かし、効率的で生産性の高い農業の展開を図るため、農地の流動化を進めるとともに、地域の実情に応じた施設化や基盤整備を支援していきます。

① 施設化による生産性の向上

- 東京2020大会を契機に、将来にわたり生産性の高い経営を展開できるよう意欲ある農業者などに対し、必要な農業関連施設の整備を支援します。



「樽栽培システム」による
トマトの生産

② 農業基盤整備による農地の利活用促進

- 島しょ地域や中山間地域では、農地の規模や環境などに柔軟に対応した農道、農業用水施設などの整備を進め、農地の利活用を促進するとともに、老朽化した既存の農業基盤施設の改修など、長寿命化に向けた取組を推進していきます。
- 住宅地の中の農地では、防葉シャッターや土埃防止ネットなど住環境に配慮した施設整備、用水路の親水化などによる景観整備、災害時に生活用水を供給する防災兼用農業用井戸の整備などへの支援を進めていきます。

③ 農地流動化による経営基盤の確立

- 市街化区域外では、担い手の規模拡大や新規就農者などの確保・育成のため、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の流動化を一層進めていきます。
- 市街化区域内については、現在、国において生産緑地の貸借の仕組みが検討されていることから、区市町や各農業委員会、農業団体と連携して、農地の有効活用策や新たな農業経営モデルの検討など、農地流動化に向けた取組を検討します。

2

農地保全と多面的機能の発揮

東京の農地は、都民への農作物の供給の他に、都民に安らぎや潤いを与え、良好な生活環境の形成に役立っています。このような多面的機能を発揮する農地を確実に保全するため、都市政策と連携し、それぞれの状況に対応した農地保全策を検討していく必要があります。

(1) 農地保全に向けた新たな取組

農地が有する防災や環境、教育など多面的機能の更なる発揮により、都民生活に貢献していくため、新たな視点から農地保全のための施策を展開していきます。

① 市街化区域内農地の保全

- 市街化区域内農地の貸借の促進に向けた今後の制度改正を見据え、区市町と連携しながら防災、レクリエーション、福祉・教育などの多面的機能を一層発揮させるための施設などの整備事業の充実を図り、都市農地を保全していきます。
- 生産緑地の買取り後の活用方法を示すモデル農園の整備を行い、そのノウハウを区市に波及させ、自治体による生産緑地の買取りと農的利用による都市農地の保全を促進します。
- 今後の都市農地の制度改正などを見据え、生産緑地の減少抑制と新たな指定の促進に向けた実効性のある取組を検討していきます。



子供たちの収穫体験（日野市）

② 市街化調整区域や農業振興地域などの保全

- 市街化調整区域では、担い手不足や農地の遊休化に対応するため、新規就農者など新たな担い手の確保・育成と、市町村や農業委員会の仲介による農地の流動化を進めていきます。併せて、その地域の状況に柔軟に対応した基盤整備を実施し、地域の活性化を図っていきます。
- 農業振興地域や山村振興地域、島しょ地域などでは、優良な農地を保全し農産物の生産性の向上や高付加価値化を目指した農業用施設の整備を促進するとともに、地域の実情に応じた農道・農業用水施設の保全管理などの事業を実施していきます。
- 人口減少や農業者の更なる高齢化の進展を見据えて、生物多様性の保全や景観形成といった農地の多面的機能を維持するため、地域のコミュニティづくりや農業用水の保全活動などの支援を進めていきます。

③ 小規模農家などへの支援

- 生産緑地法の一部改正により追加指定された小規模生産緑地を保全するため、小規模ながらも農産物を販売する農家の経営改善や多面的機能を一層発揮させる取組をハード・ソフト両面から支援します。
- 農地保全を図るために、小規模農家に対しても、農地の貸借の制度などについて理解促進や普及啓発に取り組みます。

④ 遊休農地などの再生整備

- 農地を借りたい認定農業者や新規就農者が遊休・低利用農地を利活用する際に、伐開・伐根や除れき・客土などの農地再生の取組を支援していきます。

(2) 農地が有する防災や環境保全機能による都市への貢献

農地は都市における貴重なオープンスペースであり、災害発生時の一時避難場所やヒートアイランド現象の緩和などの多面的機能を有しているため、防災や環境保全といった機能のさらなる発揮に向けた支援を行います。

① 農業・農地を活かした防災機能の強化

- 被災時の生活用水確保のための防災兼用農業用井戸やUターン農地^(注)の整備など、防災対策に取り組む区市町や農業者を積極的に支援します。
- 農業用施設を利用した防災訓練の実施や、防災協力農地の一層の指定拡大を図るなど、災害発生時の防災機能を強力に発揮させる取組を支援していきます。



農業用ハウスでの炊き出し訓練
(練馬区)

(注) Uターン農地：農地から、一度、駐車場やアパートなどへ転用した土地を、除れきや客土などにより農地へ復帰させた土地。復帰した農地は、防災協力農地への指定を促していく。

② 環境保全機能の発揮に向けた取組の推進

- 農地などが持つ環境保全機能を都市緑地の保全に関する計画において位置付け、その機能を発揮させる取組への支援を検討していきます。

③ 農地や屋敷林の保全による農業景観の形成

- 都市計画部局と連携し、農地や屋敷林が一体となった地域の農業景観を保全すべき風景として位置付けた「農の風景育成地区制度」^(注)などの活用を促進するとともに、地域住民の参画による景観の保全活動の取組などを支援していきます。

(注) 農の風景育成地区制度：減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために、都が創設した制度。区市町と協力して農地や屋敷林などが比較的まともに残る地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用することで、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成するもの。

(3) 多様な農作業の体験機会の充実

農作業を体験する場として、市民農園や体験農園、学童農園、福祉農園などに対するニーズは、今後ますます高まるものと考えられるため、多様な目的に応じた農園を整備・充実させていきます。

① 市民農園などの整備

- 市民農園などを開設する区市町村や農業者に対し、施設整備や参加者募集などの広報活動、プログラム作成への専門家派遣、利用者への安全確保の講習会の開催などをハード・ソフト両面から支援していきます。

② 学校教育との連携

- 学童農園を子供たちの農業体験の場として円滑に運営できるよう、学校関係者及び農業者・農業団体と連携し、農作業体験に必要な教材やマニュアルを整備するとともに、農園の管理など農業者の負担を軽減する仕組みを検討していきます。

③ 福祉との連携

- 福祉農園を開設する農業者に対し、農園施設のバリアフリー化や、園芸療法士などの専門家派遣など、ハード・ソフト両面から支援していきます。

(4) 都内産の花と植木による都市緑化の推進

東京では、江戸時代から花き園芸を楽しむ文化や屋敷を彩る植木の生産が行われ、現在の緑化植物生産の礎を築いてきました。農地保全及び都民の良好な生活環境形成の観点から、花や植木の緑が織りなす美しい景観の維持・向上に努めるとともに、都内産の緑化植物を有効に活用する取組を推進します。

① 都内産緑化植物の利用拡大

- 都の公共事業における街路樹などの緑化植物の調達にあたっては、都内の農地で生産された緑化植物の利用を促進し、生産と利用の両面から潤いある緑の創出に取り組みます。

② 新たな緑化技術の開発と普及

- 東京2020大会を契機に、さまざまな都市空間を緑化する技術や夏の暑さを和らげる技術の開発を進め、都内産の花や植木、切葉類、観葉植物など、多様な緑化植物の新たな活用方法を提案・実証展示するなど、都内産緑化植物の需要の喚起と消費の拡大を図ります。



可搬式コンテナ緑化システムの実証試験

③ 地域緑化活動の推進

- 地域で生産される花や植木への理解と利用拡大を図るため、駅周辺・地元商店街などを飾る地域緑化活動の取組などへの支援を検討していきます。

3

持続可能な農業生産と地産地消の推進

世界的に食の安全や環境保全、労働安全などに配慮した農業が求められる中、GAP（農業生産工程管理）^(注)の認証取得の支援と、持続可能な農業生産の普及により、農産物の安全安心の確保と環境に配慮した農業を推進していきます。

また、農業者と消費者の距離が近い東京農業は、消費者ニーズに合った新鮮で安全安心な農畜産物を提供できる強みに加え、輸送に係る二酸化炭素の排出量やコストも抑制できます。これらのメリットを一層活かし、地産地消を推進します。

(注) GAP：Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略称。農産物の安全確保、環境の保全等様々な目的を達成するため、農業者自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の計画を立て、点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見だし、④次回の作付に活用するという一連の工程管理手法のこと。

(1) 持続可能な農業生産による農産物の提供

食品安全や環境に配慮した持続可能な農業を推進し、都民への安全安心な農産物の提供を一層進めます。

① GAP と環境保全型農業の普及促進

- 農業者への GAP の導入を積極的に推進するとともに、消費者や流通事業者などにも広く PR していきます。
- 都内産農産物の安全性や信用度をさらに高めるため、JGAP^(注)などの認証取得支援に加え、東京が有する特性・強みを活かした持続可能な農業生産を目指す東京都 GAP^(注)制度の構築を検討していきます。
- 化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理や化学肥料の削減など、環境保全型農業技術の開発を進め、その普及を図っていきます。併せて、都のエコ農産物認証制度^(注)を、市場や流通業者に積極的に PR し、取引の促進を図ります。

(注) JGAP：Japan Good Agricultural Practice の略称。食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証であり、わが国独自の国際レベルの GAP 認証。

(注) 東京都 GAP：農業関係法令等に基づき「食品安全」、「環境保全」及び「労働安全」に係る生産上の管理内容や管理手法（点検・評価、改善等）を提示した、農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した東京都版の GAP。

(注) 東京都エコ農産物認証制度：都内産農産物において、農薬や肥料の慣行使用基準よりも化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物のこと。削減割合により、25%以上（東京エコ25）、50%以上（東京エコ50）、不使用（東京エコ100）の3区分とし、都が認証する。生産者は、認証マークを付けて販売できる。

② 農畜産物の安全性に関する各種調査・情報発信

- 都内産農畜産物について、農薬残留調査などのモニタリング調査や放射性物質検査を実施し、その結果を都ホームページ上に公開するなど、安全性に関する情報をわかりやすく発信し、消費者の不安を解消していきます。

(2) 植物・家畜防疫対策の強化

気候の温暖化や国際的な人・物の動きの活発化に伴い侵入リスクが高まる植物病害虫や家畜伝染病に対する危機管理体制を充実し、農業者が安心して優良な農畜産物を生産できる環境を整備します。

① 農産物を安心して生産できる環境の整備

- キウイフルーツかいよう病やウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）など、新たな病害虫の侵入と拡散に対応するため、病害虫防除関係機関との連携強化と農業者への情報提供により、進入防止を図るとともに的確かつ効果的な防除対策に取り組みます。

② 家畜防疫体制の充実

- 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの重大な家畜伝染病が国内に侵入するリスクが高まっているため、日頃から農業者に情報提供や注意喚起を行うとともに、農場内の飼養衛生管理状況を良好に保持するための支援、指導を充実し、発生予防対策を進めていきます。
- 国や区市町村、JAなどの関連団体との連携を深め、家畜防疫に関する体制強化を図ります。



発生を想定した防疫訓練

③ 農作物の獣害防止対策の強化

- 農業者の営農意欲の低下や、農地の遊休化にもつながりかねない野生獣による被害を地域で一体的に防止するため、農業者の組織化を図り、有害鳥獣の習性に関する講習会を開催するとともに、野生獣の追払いや侵入防止柵などの防除施設の整備、有害鳥獣捕獲などを支援し、総合的かつ効果的な対策を進めます。
- 島しょ地域では、島外から持ち込まれ繁殖した野生獣の根絶に向けた駆除対策を継続するとともに、侵入防止柵など被害防止対策についても検討していきます。

(3) 都内産農畜産物の地産地消の拡大

都民にとっては新鮮で安全安心な農畜産物が入手でき、農業者にとっては都民のニーズに適った効率的な生産が可能となるなど、双方にメリットがある地産地消の更なる拡大を図ります。

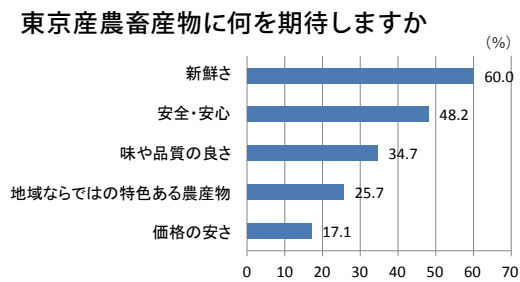
① 地産地消の多様な取組の推進

- 都心部の都民に都内産農畜産物を広めるために農業団体と連携して設置したアンテナショップで、都内産農畜産物の展示販売や情報発信、PR イベントなどを実施します。
- 江戸東京野菜の生産者と飲食店などのマッチングを図るとともに、農業団体との連携を強化し、都民へのPRなどの普及活動を支援していきます。
- 地元の農畜産物を活用した農家レストランなどの開設に向けた取組への支援を検討していきます。

東京産農畜産物に何を期待しますか？

都が平成27年度に行った“インターネット都政モニターアンケート”で「都内産農畜産物に何を期待するか」を聞いたところ、「新鮮さ」(60%)、「安全・安心」(48%)や「味や品質の良さ」(35%)といった品質に関する項目が上位を占めました。

「価格の安さ」よりも身近で生産されている農産物への期待があらわれていると考えられます。



② 学校給食への供給拡大

- 地域の農業者と学校給食関係者との間の連携を強化し、都内産農産物の学校給食への供給を拡大していきます。特に、農地が少ない区部の小中学校に対する供給を拡大するため、新たに、農業団体や学校給食関係者、流通事業者などによる学校給食への供給体制を構築していきます。

③ 情報発信の強化

- WEB や SNS、IoT の活用による発信、PR イベントの開催など、さまざまな手法を効果的に活用し、都内産農畜産物や東京農業の多面的機能などの情報発信を一層強化していきます。

4

地域の特色を活かした農業の推進

東京では、島しょ地域や中山間地域、都市周辺地域、都市地域など、さまざまな環境で農業が営まれており、それぞれの特色や地域資源を活かした農業振興を進める必要があります。

(1) 島しょ地域の振興

島しょ地域では、温暖な気候を活かした切葉・切花や熱帯果樹などの生産が盛んですが、離島という厳しい環境の中で、若者の多くが進学・就職で島を出てしまうことや、生産物の出荷が気象の影響を受けやすいことなどが課題となっており、担い手の確保・育成や安定出荷に向けた取組を進めていきます。

- 不足する農業の担い手を確保するため、U・J・Iターン^(注)者など、新規参入者の募集や、技術研修、農地のあっせんを進めるとともに、住居などの生活基盤の確保に向けた地元町村の取組の支援を検討していきます。
- 農産物の島外への安定出荷に向け、保冷コンテナなどの導入支援や、切葉・切花の鮮度保持技術の研究などを推進していきます。
- 島内の商工業者と連携した加工品の開発など、特色ある農産物の活用に向けた6次産業化の取組を支援していきます。
- 島しょ地域では、島外から持ち込まれた野生獣の根絶に向けた駆除対策を継続するとともに、侵入防止柵など被害防止対策についても検討していきます。(再掲)



切葉の出荷調整技術の研修
(八丈町)

(注) U・J・Iターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

(2) 中山間地域の振興

多摩西部を中心とする中山間地域では、自然環境を活かし、ワサビやユズなどの特産農産物が生産されており、こうした農業と豊かな自然を地域資源として活用した取組を推進していきます。

- 豊かな自然を求めて訪れた都市住民が滞在して農作業を体験できる滞在型農園などの開設を支援していきます。
- 農業者の営農意欲の低下や、農地の遊休化にもつながりかねない野生獣による被害を地域で一体的に防止するため、農業者の組織化を図り、有害鳥獣の習性に関する講習会を開催するとともに、野生獣の追払いや侵入防止柵などの防除施設の整備、有害鳥獣捕獲などを支援し、総合的かつ効果的な対策を進めます。(再掲)

(3) 都市周辺地域の振興

多摩南部から西部を中心とした都市周辺地域は、東京の農業生産の主力となる地域として総合的に農業の振興を図るべき農業振興地域を含む市街化調整区域となっており、生産振興や基盤整備とともに流通対策も推進していきます。

- 栽培施設の整備の支援や、農業・畜産の生産拠点の施設を充実させるとともに、生産される農畜産物を農地のない都心部の学校給食に供給するなど、新たな販路の開拓を推進していきます。
- 農業振興地域では、農地の貸借などによる集約化を進め、経営規模の拡大を図るとともに、農道や農業用水などの基盤整備を進めていきます。

(4) 都市地域の振興

区部や多摩の都市地域では、市街化区域の生産緑地を中心とした農地で農業が営まれており、都民への農産物の供給に加えて、農業・農地が持つ多面的機能をさらに発揮する取組を推進していきます。

- 防災や環境保全、教育、レクリエーション、コミュニティ形成などの多面的機能を発揮させる区市町の取組を支援していきます。
- 積極的に都市農地を確保するため、宅地化した土地を再び優良な農地として再生する際の除れきや客土などによる整備を支援していきます。
- 今後の都市農地に関する国の制度改正を見据え、小規模な生産緑地でも収益性を確保できる新技術の導入や農地の貸借による農地保全など、新たな制度に対応できる施策を検討していきます。